

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和4年度）

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199-1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
小倉台駅 千城台北駅	既設トイレの改修、多機能トイレを整備する。	小倉台駅・千城台北駅：3月完成
千葉みなと駅 市役所前駅	階段段差識別表示を整備する。	2駅を追加で実施した。千葉みなと駅8月・市役所前駅2月完成。
千城台駅	ホーム階内方線付き点状ブロックを整備する。	2月完成

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員の巡回による必要な掲示物の点検	<ul style="list-style-type: none"> 駅係員の定期巡回による掲示物等の整備状況の点検を行う。(2021年度以降継続実施) 旅客動線に合った掲示物の掲出を行う。(2021年度以降継続実施) 	全駅員に担当駅を割り振り、駅設備の点検チェックリストに従い、毎月点検を実施した。
案内放送装置による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りやすい音量、音質、速さ、回数等で提供できるよう教育を行う。(2021年度以降継続事業) 	社員間で放送に関して気づいたことを、その場で指摘するなど、向上に努めた。新放送装置の導入により自動放送による案内を充実させた。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降介助、乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス利用の旅客、視覚障害者及び乗降介助が必要な旅客については、エレベーターまでの介助誘導を実施する。(2019年度以降継続実施) ・無人駅に自作した「声掛け・助け合いのポスター」を掲出。旅客同士による助け合いについての啓発を図る(2019年度以降継続実施) ・無人駅であっても事前連絡を受けることで、乗降補助サービスが可能であることをホームページ等で周知する。(2019年度以降継続実施) ・無人駅インターホンから乗降補助の連絡を受けた場合は、速やかに対応するため有人駅係員だけでなく本社社員、巡回中の駅員を含め最も近くにいる社員が対応する(2019年度以降継続実施) ・他の交通機関への円滑な乗り継ぎを支援するための介助を徹底する。(2021年度以降継続実施) ・千葉みなと駅、千葉駅、都賀駅、千城台駅の有人4駅に筆談具を常備する。(2019年度以降継続実施) ・新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、サービス介助士資格の取得を進める。(2022年度中に嘱託社員を除く全駅係員が取得する。) 	<p>乗降介助が必要な旅客に対し、駅係員が介助誘導を実施した</p> <p>無人駅にポスター掲出を行った。</p> <p>乗降介助時に介助に関する案内を直接伝達した。</p> <p>ラッシュ時間帯においても対応ができる人員体制を整えた</p> <p>他の交通機関との結節駅で、相互に円滑な乗り換え支援を実施した。</p> <p>4駅に常備し、「筆談具あります」との案内を掲示した。</p>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降補助サービスの実施にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅インターホンの活用について、ホームページや駅で広告することにより、取り組みの周知を行う(2019年度以降継続実施) ・無人駅改札口に「介助をご希望の場合は、インターホンでお知らせください」と案内板を設置。(2019年度以降継続実施) ・全駅で走行面への転落に注意する啓発放送を実施(2019年度以降継続実施) 	<p>ホームページ及び駅案内掲示物により周知を継続実施している。</p> <p>設置済み</p> <p>自動放送により、転落防止、入線車両への接触を注意喚起する放送を継続実施している。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る費用を会社負担とし資格取得の促進を図る。全駅係員が当該資格を有することを目標。 	駅係員のサービス介助士資格 新規取得者3人
定例訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスや高齢者、視覚障害者の疑似体験型訓練を実施する。(2019年度以降継続実施) 	実施済み。

講習会への参加	・民間企業主催の盲導犬講習会に参加し、盲導犬に関する知識を習得する。(2019年度以降継続実施)	新型コロナウイルス感染症の影響で自粛
ガイドヘルパー養成研修の受入	・当社の駅、列車をガイドヘルパー養成研修の実施場所として提供し、課題等の情報共有を図る。(2019年度以降継続実施)	実施場所として提供を行っているが、当該年度は自粛。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
適正な案内サイン、掲出物の掲出	・旅客動線、利用実態に即した掲示物の検討。(2021年度以降継続実施)	ポスターボード外であっても、啓発内容に即した効果的な掲出場所がある場合は特例的にポスターの掲出を行っている。
	・エレベーター内に乗車する車両の多目的スペース(車イス、ベビーカーなどのスペース)位置を明示するポスターを掲出する。(2021年度以降継続実施)	実施済み
	・有人駅窓口でヘルプマークストラップ等を配布。(2021年度以降継続実施)	実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・千葉駅等を含む中心市街地の移動等円滑化について、千葉市バリアフリーガイドラインに基づき地区別バリアフリー基本構想(JR/京成稲毛地区)を策定している。 ・ホーム縁端部滑り止め更新及びCPライン設置した。(栄町駅) ・駅舎照明器具のLED化による照度アップを図った。(千葉駅・動物公園駅)

(3) 報告書の公表方法

<p>ホームページで公表する。 (https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu_torikumi/)</p>

(4) その他

<p> </p>

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和4年度）

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。